

障がい等地域支援ブロック会議報告(平成31年4月～令和元年6月)

資料2

月	参加機 関数	参加 者数	担当機 関名	事例タイトル	検討項目	意見	課題
4	30	38	障害福祉課	行政説明	①委託相談支援事業所の変更について ②緊急ショートについて ③地域生活体験事業について ④新高額・共生型サービスについて ⑤医療的ケア児の支援について ⑥パーソナル手帳の改訂について ⑦そらいろ・ふらっとコミュニティについて ⑧就労定着支援事業について ⑨自立生活援助について		
5	26	33	北部西高 齢者総合 相談セン ター(なん でも相談 員)	8050の延長線上にある事例	知的障害の弟と二人暮らしをしている視覚障害者。公的サービスを利用せず、友人とみなしているセールスマンに依頼し、高額を支払っている。今後に備え、支援者側はどのように動けば良いか、またどこまで介入すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に関わる支援対象者を本人から弟へ変更。弟に対し、成年後見制度等を利用し、金銭の保護、通院や服薬管理等健康面の支援、ヘルパーによる家事支援を検討する。 ・セールスマンは、高額の住宅改修や家電を購入させているが、本人ができない田んぼの世話や入院している親の洗濯物の片づけまでしている。セールスマンも本人にとって大切な相手であることを尊重。弟のお金を保護し、本人の年金だけになれば余裕がないため自然と離れていくかも知れない。 ・本人の友人として買い物に連れて行ってってくれるなど日常生活の支援をしてくれているので、危険のないよう見守りながら一つの社会資源として活用する。 ・県外で生活している親族にも連絡をとり、現状を伝えておく。 ・民生委員に頻回に見守りしてもらい、セールスマンへの抑止力とする。 	過疎地では、悪徳商法などへの見守りの目が少なく危険な状態があるが、本人にとってセールスマンが大切な存在になっている場合は、逆に公的な支援者を拒否してしまうことがあるため、どのように支援していくべきか。
6	24	27	宇部市社 会福祉協 議会	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)と成年後見制度	地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の違いと利用対象者の見極めについて。	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な高額商品を購入し、生活費は困窮しているなど、明らかに適切な金銭管理ができていない人でも、同意がないため権利擁護事業を利用できず、困る事例がある。 ・親族申し立てができない場合、市長申し立てができることがわかったが、利用時の報酬が支払えない可能性がある。 ・身寄りがない場合、本人の死後、葬儀の手配や財産の処分等をどうすればよいのか困ることがある。 	本人死後の諸手続きや財産の処理を後見人ではできないが、誰がどのように支援すれば良いか。また、生前にどのように準備しておけば良いか。